

令和5年11月30日(木)

【照会先】

雇用環境・均等部指導課

課 長 井奥 善久

課 長 補 佐 矢島 信子

(電話) 052-857-0312

報道関係者 各位

職場におけるハラスメント防止措置の取り組みをお願いします ～12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です～

労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講ずることが、令和4年4月1日から中小企業を含むすべての事業主に義務づけられています。

職場におけるハラスメントに関する相談件数は、全国、愛知県ともにトップを占めており、事業主の取り組みが強く求められているところです。

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において、愛知労働局では事業主のみなさまにハラスメント防止措置をより一層ご理解していただくため、「ハラスメント防止対策オンラインセミナー」を開催し、周知啓発を実施いたします。

ハラスメント防止対策オンラインセミナー

内容：ハラスメント防止対策について（法令編、実務編）他

日時：令和5年12月14日（木）14：00～15：20

手法：申込者限定のウェブ配信

参加費：無料

申込：愛知労働局ホームページ イベント情報 より申込

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/event/2022keiyakuseminar_00007.html

添付資料

1. ハラスメント防止対策オンラインセミナーチラシ
2. 愛知労働局におけるいじめ・嫌がらせ・労働施策総合推進法にかかる相談状況（令和4年度）
3. ポスター「12月は職場のハラスメント撲滅月間です」

ハラスメント 防止対策 オンライン セミナー

毎年12月は
「職場のハラスメント
撲滅月間」です

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局

12/
(Thu.) 14
14:00～15:20



セミナー内容

第1部

職場におけるハラスメント
防止対策について

ハラスメント防止の
実務上の留意点について

第2部

第3部

妊娠等不利益取り扱いの
禁止について

YouTubeライブ配信

事前申込制 参加無料

お問い合わせ

愛知労働局
雇用環境・均等部指導課

052-857-0312

平日8:30～17:15

オンラインセミナーの概要

第1部 ハラスメント防止対策：法令編(14:00～14:30)

令和4年4月1日より中小企業も含め全面施行されている労働施策総合推進法の「パワーハラスメント防止措置」の義務化を中心に、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育休等ハラスメントも含め、法令に即して説明します。

第2部 ハラスメント防止対策：実務編(14:30～15:00)

ハラスメント防止対策に適切に対応できるよう、実務面での留意点について、愛知働き方改革推進支援センター 社会保険労務士より説明します。

第3部 男女雇用機会均等法(15:00～15:20)

妊娠・出産等に関する不利益な取り扱いの禁止について説明します。

参加申込は
こちら⇒



◎申込期限：12月12日(火)

トップページ下方の「イベント情報」より「ハラスメント防止対策オンラインセミナーを開催します!」をクリックしてください。

愛知労働局HPからも、申込可能

厚生労働省
愛知労働局

ホーム

Google カスタム検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 パンフレット・様式 労働局のご案内

就職氷河期世代支援特設ページ パワハラ防止措置実施特設ページ 「危なさと向きあおう」

働き方改革特設ページ 愛知県の雇い主企業 女性活躍推進法特設ページ

新着情報 イベント情報 報道発表資料

2023年〇月〇日 ▶ ハラスメント防止対策オンラインセミナーを開催します! NEW

2023年10月12日 ▶ 就労支援マッチング面談会の開催について NEW

2023年10月05日 ▶ 国家公務員一般職試験(高卒者試験)受験者向け業務説明会の受付を開始しました! NEW

2023年10月03日 ▶ 令和5年度 農林漁業就職フェア(面接会)～開催のご案内～ NEW

2023年10月03日 ▶ 愛知働き方改革推進支援センター「10月開催セミナー」を公開しました! NEW

イベント情報一覧 RSS RSSについて

※新着の情報は、一定期間経過するとイベント情報一覧へ移ります。トップページにない場合は、「イベント情報一覧」→「2023年度のイベント情報はこちらをご覧ください」へ進み、ご確認ください。

愛知労働局における、ハラスメント、いじめ・嫌がらせの相談状況

●「いじめ・嫌がらせ」の相談状況

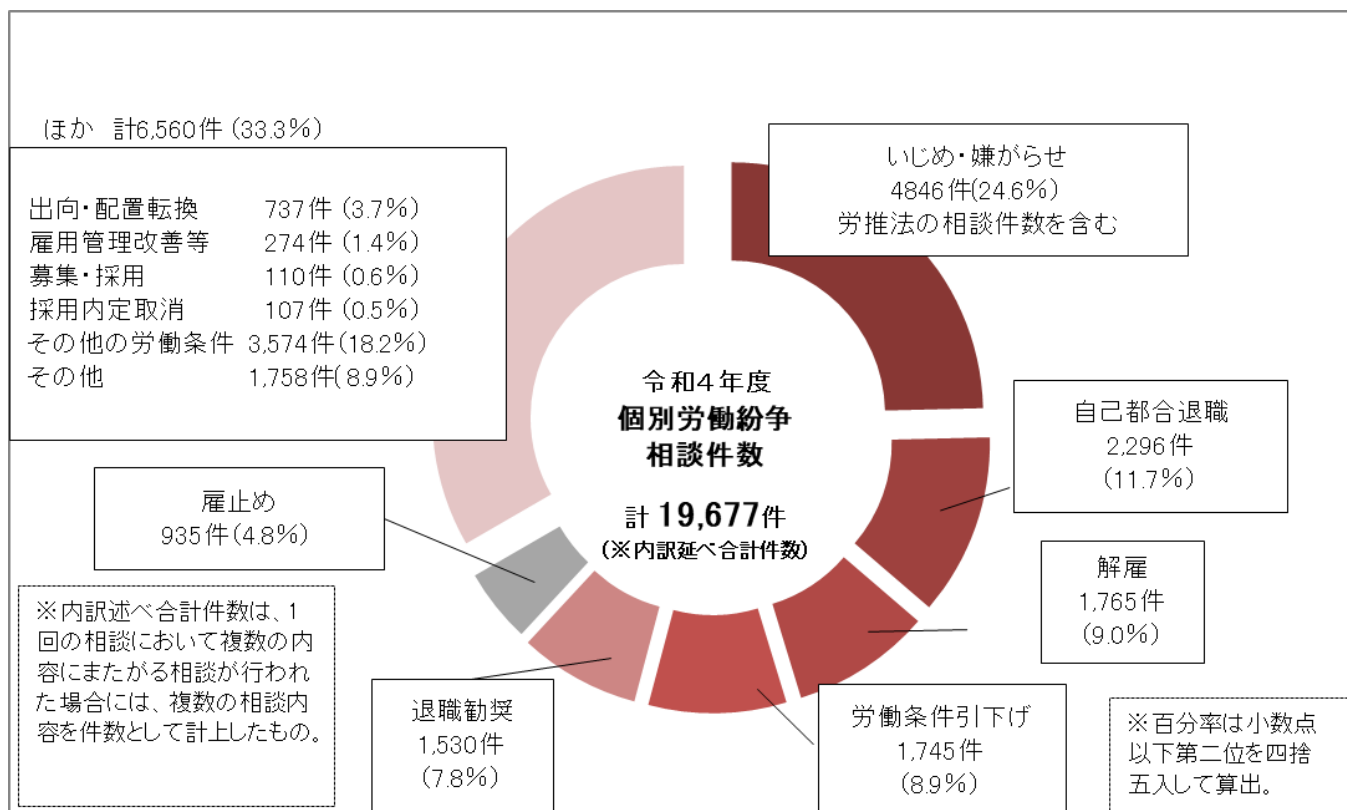
愛知労働局の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談のうち、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」の相談の割合は、個別労働紛争解決援助制度の開始以来、年々増加傾向であり、令和4年度は4,846件、個別労働紛争のうち24.6%を占め、平成24年以降11年連続で相談内容のトップになっています。

●労働施策総合推進法（パワハラ）の相談状況

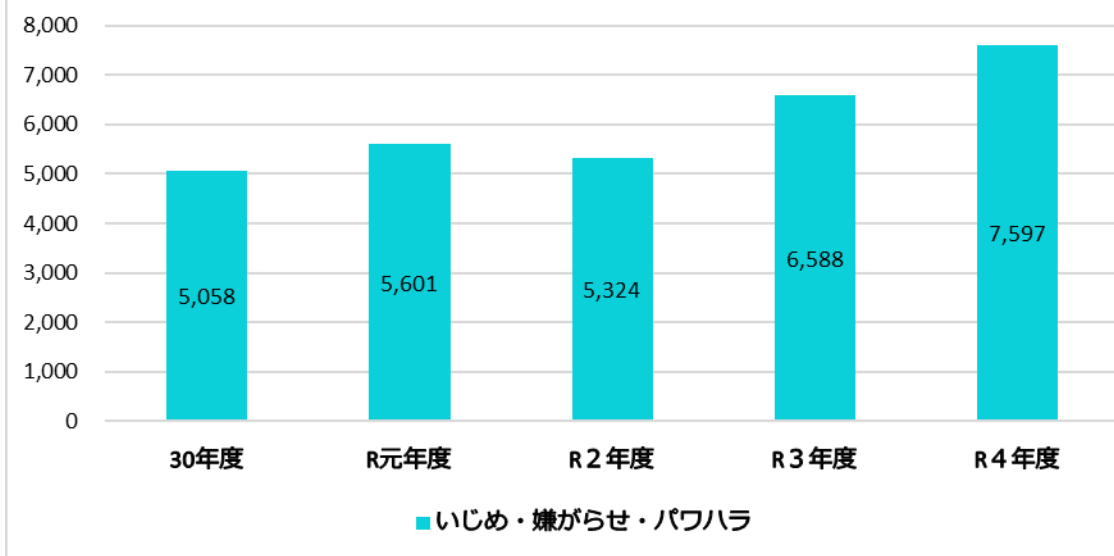
パワハラ防止措置について定めた労働施策総合推進法が令和2年4月1日より大企業に適用、令和4年4月1日より中小企業にも適用され、全面施行されています。法の施行に伴い、事業主からのパワハラ防止措置についての問合せも増えています。

●セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護ハラスメントに関する相談は、令和4年度はセクシュアルハラスメントが493件（対前年比8.4%増）、妊娠・出産・育児・介護ハラスメントが220件（対前年度比20.0%減）となっています。

個別労働紛争相談件数



いじめ・嫌がらせ、パワハラ（労推法含む）の相談件数



セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護ハラスメントの相談状況の推移

	セクシュアル ハラスメント	妊娠・出産・育児・介護 ハラスメント
平成30年度	297件	193件
令和元年度	461件	229件
令和2年度	333件	256件
令和3年度	455件	275件
令和4年度	493件	220件

12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**

